

令和 7 年 2 月 17 日

お 客 さ ま 各 位

新 潟 縣 信 用 組 合

令和 7 年 2 月 4 日からの大雪の影響による預金払出しについて

令和 7 年 2 月 4 日（火）からの大雪にかかる被災者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

この度の大雪により、災害救助法が適用された地域において被災された皆さまへの預金払出しについて、預金通帳・証書や届出印鑑等を紛失された場合の預金のお支払いには、近隣店舗においてご相談をお受けいたします。

その際には、運転免許証、マイナンバーカード等何らかの方法でご本人様確認ができる資料をお持ちいただきますようお願い申し上げます。

災害救助法適用地域
東蒲原郡阿賀町、長岡市、十日町市、魚沼市、 上越市、中魚沼郡津南町、妙高市

※尚、今後災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様にお取扱いいたします。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

新潟縣信用組合 事務部

0120-531-183